

日行連発第753号  
令和3年9月9日

各単位会長様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊

マイナンバーカードの普及促進事業の実施について（お願い）

政府のマイナポイント事業の施策展開や各地方自治体による申請促進の取組みにより、マイナンバーカードの交付枚数は、令和3年8月22日時点で4,705万人となり、およそ国民の3人に1人が持つカードとなっています。

また、デジタル改革の司令塔となるデジタル庁が本年9月1日、発足しました。各府省庁に対する強力な総合調整の権限を持ち国の情報システムを統括・監理するとともに、マイナンバーカードを活用した行政手続のデジタル化がさらに加速化して展開するものと考えられます。

さらには、マイナンバーカードを所管する総務省においても特設ウェブサイトの開設やTVコマーシャルの放映など、様々な普及促進キャンペーンが開始されております。

これに伴い、総務省から本会に対しても本事業推進に係る協力依頼がありました。詳細は現在調整中ですが、本会と総務省が業務委託契約を締結することを前提に、単位会における相談会等でマイナンバーカードの取得申請勧奨・申請支援や会員による顧客への取得申請勧奨・申請支援等を事業の具体的イメージとして検討を進めております。

事業開始は本年秋頃とみこまれており、正式な時期が確定しましたら改めてご案内申し上げますとともに、実施要領（仮称）等を作成し提供させていただきますが、取り急ぎ概要についてご報告いたします。

各単位会におかれましては、別添の実施概要（目的及び趣旨等）をご参照いただき、所属会員への周知等の協力方をお願い申し上げます。

以上

<別添>

○マイナンバーカードの普及促進事業の実施について（概要）

## マイナンバーカードの普及促進事業の実施について（概要）

### 1. 目的

本事業は、日行連並びに単位会及びその会員が、国、地方公共団体と協力してマイナンバーカードの普及を促進し、もってデジタル社会インフラの整備に貢献し、災害時の給付金等支給の迅速化、国民の行政手続における負担軽減など、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するものである。

### 2. 趣旨

国の「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、政府はまず「デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備」を行うこととし、政府全体で共通的に利用する情報システム、基盤、機能等（以下「デジタルインフラ」という。）を内閣官房が主導して整備することで、横断的かつ業務改革（BPR）を意識したサービス視点での政府情報システムの整備・運用を、効果的かつ効率的に実現している。

また、データの標準化、情報システム間の互換性、円滑な情報連携、高度な情報セキュリティ対策の確保、個人情報保護等についても、政府として統一性を確保しつつ効率的に実現することとしている。

こうした中で、UI（ユーザーインターフェース）部分のデジタル化を進める上で重要なのは、住民の本人確認をオンラインで行うことであり、市町村長による確かな本人確認を経て発行される最高位の公的な本人確認ツールであるマイナンバーカードの普及拡大が社会全体のデジタル化のカギを握っていることから、国（◎内閣官房、◎総務省、◎内閣府、関係省庁）は地方公共団体と協力して、マイナンバーカードの普及に全力を挙げて取り組むこととした。

こうした国、総務省や内閣府を中心とした各省庁の急速なデジタル化への動きに本会としても歩調を合わせ、今後の行政手続のデジタル化に迅速かつ的確に対応していくこととし、デジタル化に向けたインフラ整備において国や地方公共団体と協力し、まずはデジタル化の鍵を握るとされるマイナンバーカードの普及を促進し、災害時の給付金等支給の迅速化のほか、様々な住民サービスにおける行政手続における負担軽減など、行政に関する手続の円滑な実施に寄与することを目指すものである。

以上